

入札説明書

奈良県立登美学園敷地の境界確定等業務

平成27年5月25日

奈良県健康福祉部障害福祉課

入札説明書

奈良県立登美学園敷地の境界確定等業務に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知のうえ、入札しなければなりません。

1 競争入札に参加する者に必要な資格

入札公告第2に定めるもののほか、次に掲げる条件全てを満たした者のみが、この入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札執行日時点（郵便入札の場合は、その郵便物の通信日付印により表示された日）において、奈良県建設工事等請負契約等の契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けたものについては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

2 入札方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (2) 入札方法は、予定数量に累積単価を乗じて得た金額の最も大きい作業の単価（※以下「基準単価」という。）をもって入札し、予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の単価をもって入札した者を落札候補者とします。
- (3) 基準単価項目については、落札された入札書記載価格に消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。
- (4) その他の項目については、落札された入札書記載価格に基準単価率（当該単価を基準単価で除した数値の有効数字上位4桁とし、5桁以下を切り捨てたもの）を乗じた後、消費税及び地方消費税相当額を加算したもの（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）を契約単価とします。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨

てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税額に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の108分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

- (6) 入札書の提出は、**書留郵便**に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「6月16日開札 奈良県立登美学園敷地の境界確定等業務 入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒(直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの)を入れ、奈良県健康福祉部障害福祉課あての親展とし、期限までに到着するように発送してください。

※ 入札書に記載する金額は数量1単位あたりの単価(基準単価)で、発注範囲全体の委託料や単価に数量を乗じた項目の合計額ではありません。

3 最低制限価格の設定

最低制限価格は、「予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いた額」に60%を乗じた額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)

4 開札及び落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた参加者の中から選任した立会人又はその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とします。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合は、「くじ」で決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。
- 「くじ」の対象となった参加者には、入札執行者より対象となった旨連絡します。
- なお、「くじ」を行う場合の場所と日時は入札公告に記載のとおりです。

5 競争入札参加資格者の確認及び落札者の決定

開札後、落札候補者となった者に対し、競争入札参加資格の確認を実施し、審査の結果、適格であれば落札者として決定します。参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記の書類を提出してください。

- (1) 提出書類
- ア 競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
 - イ 主たる事務所の所在及び在籍する土地家屋調査士の人数を証する書類(別紙様式2)及びその添付書類
 - ウ モラルに対する決意(別紙様式6)
- (2) 提出部数 各1部
- (3) 提出期限 入札公告に示す期限までに提出してください。
- * 期限までに提出されない場合は失格になります。
 - * 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。
- (4) 提出方法 持参により提出してください。
- (5) 提出書類の作成等
- ア 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。
 - イ 提出書類は、競争入札参加資格者の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

6 入札に付する業務の範囲・種別

(1) 業務の範囲は下記のとおりとし、奈良県庁内で閲覧することができます。

①用地測量が完成している場合

用地測量図で指示した範囲とします。

②用地測量図が完成していない場合

位置図、計画図、公図等で指示した範囲とします。(ただし、公図等の場合は業務範囲に多少の差異が生じることがあります。)

(2) 業務の種別

委託に付する業務の種別は調査業務、申請手続き業務、境界明示申請及び手続き代行を主とし、測量業務、地図訂正業務は必要最小限な範囲で行うものとします。

7 業務委託料の支払条件

委託料は下記に該当する場合にのみ支払うことができます。

(1) 登記が完成した場合

(2) 登記が完成しない原因が受注者になく、登記申請に必要な地積測量図が作成できる場合

(3) 登記が完成していないが、それまで行った業務を他の土地家屋調査士に引継できる状態であると発注者が認めた場合

8 嘱託登記計画書及び業務数量予定書

業務数量は6(1)の図面の範囲を元に本業務の着手前に嘱託登記計画書及び業務数量予定書(当初協議用)を作成して、発注者と業務内容を確認のうえ委託期間内に業務を完了するように努めなければならない。

9 業務数量の確定

業務数量は当初協議に関わらず、発注者と協議のうえ、実際に要した業務数量を確定数量とする。ただし、その数量は必要最小限のものでなければならない。

10 交通費

交通費は支給しないものとする。

11 入札保証金及び契約保証金

入札保証金は免除します。契約保証金は奈良県契約規則第19条に定めるところによります。

12 契約書作成の要否等

要します。落札者は、奈良県契約規則(昭和39年5月規則第14号)第17条第1項の規定に基づき落札決定後遅滞なく契約を締結するものとします。